

第 号  
年 月 日

千葉県教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約者等によりなされる場合は、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別 記

9 3 条 第 1 項

	県文書番号	教 文 第 号	年 月 日
1. 所在地			
2. 面積	m <sup>2</sup>		
3. 土地所有者	住所：		
	氏名等：		
4. 遺跡の種類	包蔵地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 塚 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	No. -		員 数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建築物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備（農道等を含む） その他の農業関係 土砂採取 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	住 所：		
	氏名等：		
7. 施行責任者	住 所：		
	氏名等：		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			
指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）		

〔注意事項〕 太線内は届出者が記入。 指示事項は県教育委員会で記入。

遺跡の種類、現状、時代及び工事の目的欄は該当項目を で囲み、該当のない場合は（ ）内に記入。

# 埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財の保護にご理解とご協力いただきありがとうございます。

下記を参照の上、ご提出ください。

船橋市教育委員会を經由の上、千葉県教育委員会教育長あてに提出して頂くことになります。

文化財保護法に従い、工事着手予定日の 60 日前までに必ずご提出ください。

万が一 60 日前を切ってしまった場合は文化課までご相談ください。

必要事項を記入の上記名押印し、1部提出してください。

氏名欄は、法人等の場合は法人名及び代表者職氏名を併記し、法人印及び代表者印を押印してください。また、個人の方が提出される場合も押印してください（実印でなくても結構です）。複数の方が共同して届出される場合には連署していただいても結構です。

位置図、地形図、計画図を添付してください。

位置図は 50,000 ~ 10,000 分の 1 程度の地図に地点を朱線にて記載してください。市販の地図であればいずれでもかまいません。

地形図は 2,500 分の 1 の等高線が記載された地図に事業範囲を朱線にて囲んでください。船橋市役所では 5 階の都市計画課にて取り扱っております。

計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度が分かる図面を添付してください。

「4. 遺跡の種類・遺跡の名称・遺跡の現状・遺跡の時代」については文化課で記入しますので、空欄のままでも結構です。

「5. 工事目的」については、専用住宅分譲の場合には「宅地造成」を選択してください。また、「工事の概要」については、分譲戸数、階数、RC造・木造等、基礎の種別等を記入してください。

「6. 工事主体者」については、事業主様（施主様）のお名前をご記入ください。

「7. 施行責任者」については、実際に工事を施行する方（業者様）のお名前をご記入ください。

この書類は文化課を經由して千葉県教育委員会へ送られ、千葉県教育委員会から後日指示書が文化課経由で送られますので、書類ご提出の際に送り先となるご担当者様の連絡先を窓口でお伝えください。

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが文化課文化財係までお問い合わせください。

## 土木工事の届出(通知)について

埋蔵文化財の包蔵地内で土木工事を行うときは、文化財保護法によって事前に届け出ることが義務付けられています(文化財保護法 第93条・94条)。

そこで文化課窓口や協議依頼の書類をご提出いただいて包蔵地内に含まれるかどうかを確認していただき、包蔵地内である場合は土木工事届出・通知(正式には埋蔵文化財発掘の届出、もしくは通知)の提出をお願いいたします。

書類については、協議依頼の書類をいただいている場合は、回答書と一緒にお渡ししています。既に埋蔵文化財の包蔵地内であることを確認されている場合は、文化課窓口にお申し出ください。書類は必要な図面類を添付して文化課へご提出ください。船橋市教育委員会を經由して、千葉県教育委員会へ送られます。

文化財保護法の規定に従い、工事着工予定日の60日前までに必ずご提出ください。

土木工事の届出をご提出いただきますと、千葉県教育委員会から今後の取扱いに関する通知文が、船橋市教育委員会を經由して届きます。こちらは郵送でお送りしていますので、ご提出の際に窓口でご担当者様の連絡先をお伝えください。

### < 参考 >

文化財保護法(平成17年4月1日改正)

#### 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(土木工事のための発掘に関する届出及び指示)

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。